

まもろうネットニュース第18号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和3年4月23日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク
【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

新型コロナウイルスのワクチンに関する 消費者トラブルにご注意！

新型コロナウイルスのワクチン接種を口実にした消費者トラブルが全国的に増加しています。登別市においては、実際に被害に遭った相談は現在（4月中旬）のところありませんが、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

事例1. 公的機関を名乗るものから「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。キャッシュバックされるので10万円を振込むように」と電話があり、不審。



母の自宅に保険局を名乗るものから「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。後日キャッシュバックされるので10万円を振込むように。すぐに〇〇銀行へ行ってほしい。口座番号をメモするように。」と電話があった。娘である私が折り返し電話をかけ「△△保健所のことか」と尋ねたら電話が切れてしまった。母に対してもまくしたてるような話し方だったという。信用できるか。

事例2. 「新型コロナウイルスのワクチンが無料で受けられる。家は借家か、持ち家か」と電話があり不審。

一人暮らしの自宅に電子音のような声で「新型コロナウイルスのワクチンが無料で受けられます。家は借家ですか、持ち家ですか。」等と質問する電話があり、怪しいと思い途中で電話を切ったが不審だ。



ワンポイントアドバイス

- ◇行政機関の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのものなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- ◇新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には、耳を貸さないようにしましょう。
- ◇不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、登別市消費生活センター（85-3491）等に相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでも不安を感じたら早めにご相談ください。

見守り 新鮮情報

事例1 1週間前に夫が**店舗**で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、**クーリング・オフ**したい。できるだろうか。
(当事者：80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

事例2 1週間前に**店舗**で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。**返品**して再度購入したいと店舗に伝えたとこ、**できない**と言われた。**クーリング・オフ**できないのか。
(60歳代 女性)

店舗での買い物は、 クーリング・オフできません

ひとこと助言



よく分からなければ
相談して

見守るくん

- 店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。
- よく分からないときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。